

トヨッキー着ぐるみ貸し出し要領

1. 主旨

豊橋市は、とよはし100祭で市民に親しまれ、定着したトヨッキーの着ぐるみを様々なイベント等、適当と認められるものに貸し出すものとする。

2. 使用手続き

(1) 応募資格者

市内に在住、在勤、在学の市民活動グループや団体及び企業などのほか、市長が認めた者。

(2) 貸し出し条件

- ① 個人・団体のマスコットとして使用しないこと。
- ② 政治、宗教、思想、営利等の活動に利用しないこと。
- ③ 法令及び公序良俗に反しないこと
- ④ 豊橋市のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ⑤ 補助者が必ず1人以上付くこと。
- ⑥ 取扱説明書に従い、大切に扱うこと。(壊した場合、弁償してもらう場合があります。)
- ⑦ 火気・水気に近づけないこと。
- ⑧ 着ぐるみで事故があった場合、主催者の責任とすること。
- ⑨ 着ぐるみ内は高温になるため、中にはいる人のケアを随時行うこと。
- ⑩ 主催者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

- ① 中学生以上(18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得てください)
- ② 身長170cm程度(身長の高い方は動きづらくなります)

(4) 募集期間

随時申込受付、承認

(5) 提出方法

- ① 「トヨッキー着ぐるみの使用承諾申込書」に必要事項を記載し、豊橋市産業部観光振興課へ郵送・FAX・Eメールで提出する。
- ② トヨッキー着ぐるみを返却する際は、使用者が「トヨッキー着ぐるみ使用の実績報告書」に基づくチェックを行う。

(6) 注意事項

- ① 申込書は、貸し出しを希望する日の10日前までに提出してください。
- ② 貸し出し用のトヨッキー着ぐるみは2体のみです。貸し出し期間が重複する場合は希望に沿えない場合があります。

3. その他

(1) 審査・承諾

市長は、提出された申込内容を審査し、「トヨッキー着ぐるみ貸し出し承諾書」により速やかに通知する。

(2) 着ぐるみの返却

着ぐるみは、原則として、使用終了日の翌日に返却する。但し諸事情により指定期日での返却が困難な場合等は、適宜相談する。

4. 留意事項

- (1) 市長は、承諾書をすでに交付した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、使用承諾を取り消すことができる。
- (2) 別添の「トヨッキー装着方法及び注意事項について」に従い、適切に利用することとする。
- (3) 着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入は使用者が行うものとする。
- (4) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外使用は認めない。
- (5) 着ぐるみの使用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1人以上付くこととする。
- (6) 使用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は使用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の使用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、使用者が代替物作成費用を負担すること。
- (7) 着ぐるみの使用に際しては、常に周囲の安全等に留意し、使用に当たって発生した事故等については、使用者の責任において適切に処理すること。
- (8) 着ぐるみの改造は認めない。
- (9) 虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、使用承諾を取り消すものとする。